訪問理美容利用助成事業のご案内

1. 事業概要

この事業は、理美容所において理美容を受けることが困難な高齢者等に対し、訪問による理美容にかかる費用の一部を助成します。

2. 対象者

在宅の寝たきりの高齢者のうち、要介護4または5の認定を受けている方及び高齢者世帯で心身の障がい等の理由により理容所・美容所に行くことができない方

3. 助成額

- ①1枚1,000円分の利用券を、年間4枚を上限として交付します。
- (交付枚数は交付月により異なります)
- ②福島市指定の理容所・美容所をご利用時の助成。
- ※出張料の内1,000円/回(カット代等は全額利用者負担となります)
- ※利用当日は、調髪料、カット代のみお支払いください。

4.注意事項

ご利用時は、指定理容所・美容所へ直接お申込みください。

寝たきりや認知症との診断を受けている方には、必ず介助者を付けてください。

利用者やご家族からご希望される理容所へ直接お申込みの上、具体的な利用日時や実施方法について、調整してください。

毎年、2月頃に翌年度分の更新申請書を郵送します。

更新希望者に対して翌年度分の利用券を翌年度4月に交付します。

5.申請窓口

地区の担当地域包括支援センター、長寿福祉課、各支所

6. お問合せ先

〒960-8601 福島市五老内町3番1号福島市役所 長寿福祉課 長寿支援係 TEL 024-525-7657

